

徳島県告示第三百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年七月十一日

徳島県知事

後藤田

正

純

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
阿南市羽ノ浦町	令和五年六月二十日
那賀川土地改良区	